

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2017年10月16日(月)

今週のことば

顔認証ゲート

日本人の出帰国手続を合理化するため、IC旅券の顔写真と撮影した顔画像を照合して本人確認を行う自動ゲートを今月18日から羽田空港の帰国審査で先行導入。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

10/16(月) 仏滅 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
17(火) 大安 貯蓄の日
18(水) 赤口 中国共産党・党大会、プロ野球CSファイナルステージ
19(木) 先勝
20(金) 先負 皇后様誕生日、旧暦9月1日
21(土) 仏滅
22(日) 大安 衆院選挙投票

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/9(月) 体育の日		
10(火)	20,824 △133	112.55 △0.44
11(水)	20,881 △57	112.28 △0.27
12(木)	20,955 △74	112.22 △0.06
13(金)	21,155 △200	112.00 △0.22

iDeCoの加入者数が改正により倍増

個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」の加入者数が認知度向上により急増しています。

◆加入者は改正後8ヵ月で倍増し、62万人に
iDeCoは、任意で加入することにより公的年金に上乗せして給付を受けられる私的年金のひとつで、加入者自らが掛金を拠出して運用方法を選び、年金として受け取る金額は運用成績によって変動するものです。

今年1月から制度改正によりiDeCoの加入対象者が拡大し、基本的に60歳未満の全ての方が利用できるようになりましたが、国民年金基金連合会が公表した加入者数の状況によると、今年8月時点で62万339人となり、制度改正前の30万6314人(28年12月時点)から倍増しました。

◆掛金払込証明書を確定申告や年末調整で提出
iDeCoの大きなメリットとして、①掛金は「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり全額所得控除、②運用益は非課税、③受給時は所得控除(年金で受給する場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」)の適用が受けられます。

掛金を納付した加入者(納付方法が「個人払込」の方)には、国民年金基金連合会から毎年10月下旬(初回の掛金納付が10月以降の加入者には翌年1月)に「小規模企業共済等掛金払込証明書」が送られてきますので、確定申告や年末調整の際に添付等して、控除を受けます。

なお、小規模企業共済等掛金控除は加入者本人の掛金しか所得控除できませんので、社会保険料控除のように世帯主などが生計を一にする配偶者やその他の親族の分を含めることはできません。

■この記事の詳細は、情報BOX201539

マイナンバーカードに記録される情報は

今秋から本格運用が予定されている政府運営のオンラインサービス「マイナポータル」などの利用には、マイナンバーカードが必要となりますが、今年8月末時点での交付状況は全国で1230万枚と人口に対する交付率は9.6%となっています。

取得が進まない原因の一つに情報漏えいなどへの不安がありますが、マイナンバーカードのICチップに記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日等)、②総務省令で定める事項、③市町村が条例で定めた事項等に限られており、税や年金などの個人情報には記録されません。

また、利用の際には暗証番号が必要となり、一定回数間違えると使用できなくなります。

扶養親族等の異動がないかを確認

年末調整は「扶養控除等(異動)申告書」などに基いて行います。

年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合は、その都度異動申告を行うことになっていますが、*控除対象であった扶養親族が就職や結婚などにより対象外となった、*結婚したことで控除対象となる配偶者を有することとなった、*離婚などで寡婦に該当することとなった場合など、異動申告を提出し忘れていたことがありますので、確認しましょう。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

制度改正後、加入者数が倍増した「iDeCo（個人型確定拠出年金）」

◆iDeCo（個人型確定拠出年金）の概要

「iDeCo」は、任意で申し込むことにより公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。加入者自らが掛金を拠出し、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。

これまでの加入対象者は、自営業者の方や企業にお勤めの方の一部に限られていましたが、平成29年1月から、企業年金を実施している企業にお勤めの方や専業主婦の方、公務員を含め、基本的に公的年金制度に加入している60歳未満の全ての方が加入できるようになりました。

◆3つの税制優遇メリット

iDeCoの最大の特徴は、以下の3つの税制優遇メリットがあることです。

①掛金が全額所得控除

確定拠出年金の掛金は、全額「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、課税所得額から差し引かれることで所得税・住民税が軽減されます。

②確定拠出年金制度内での運用益が非課税

金融商品の運用益は課税（源泉分離課税 20.315%）対象となりますが、確定拠出年金内の運用商品の運用益については、非課税扱いとされています。

③受給時は所得控除

受給年齢に到達して確定拠出年金を一時金で受給する場合は「退職所得控除」、年金で受給する場合は「公的年金等控除」の対象となります。

◆掛金の所得控除について

掛金の納付方法が、加入者の本人名義の口座からの口座振替により掛金を納付する「個人払込」の加入者の方には、毎年10月下旬に国民年金基金連合会から「小規模企業共済等掛金払込証明書」が送付されますので、確定申告や年末調整の際に添付します（初回の掛金の納付が10月以降の加入者の方には、翌年の1月に送付）。

第2号加入者（会社員など）の方で、掛金の納付方法が事業主の口座からの口座振替により掛金を納付する「事業主払込」の場合は、給与計算の際にiDeCoの掛金の額を控除し、源泉徴収税額を算出します。年末調整は、事業主が行う毎月の源泉徴収によって把握されている納付済掛金額に基づいて行い、「小規模企業共済等掛金払込証明書」の発行はされません。

* 第1号加入者の場合：「掛金払込証明書」で確定申告

* 第2号加入者の場合：事業主払込 給与天引時に事業主の方が所得控除
個人払込 「掛金払込証明書」に基づき事業主が年末調整

* 第3号加入者の場合：「掛金払込証明書」で確定申告

◎「個人払込」をしている従業員（加入者）がいる事業所は

「個人払込」をしている従業員（加入者）がいる事業所は、年末調整を行う際、「小規模企業共済等掛金払込証明書」を必ず提出するよう案内してください。なお、初回の掛金の納付が10月以降の加入者の場合、同証明書の発行は翌年の1月になりますので、年末調整に間に合わないときは、確定申告が必要になります。

◎第3号加入者に関する留意事項

第3号加入者（専業主婦等）の掛金は、個人払込（本人名義の預金口座からの引落とし）に限定されており、配偶者がまとめて支払うことはできません。また、掛金は「小規模企業共済等掛金控除」として全額が所得控除の対象となりますが、加入者本人の掛金しか所得控除の対象とならないので、第3号加入者の方に課税所得がない場合は、所得控除のメリットは受けられません。

◆iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者数等

	平成28年12月時点	平成29年8月時点
第1号加入者	77,249人	100,334人
第2号加入者	229,065人	506,621人
うち共済組合員	—	102,266人
第3号加入者	—	13,384人
計	306,314人	620,339人